石運輸第６３０号の２
石運整第３３６号の２
平成２５年９月３０日

自動車運送事業者　代表者　殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び
処分期間の配分について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙（平成２５年９月２０日付け北信交旅第４９６号の３、北信交監第７９号の３、北信技保第７２号の３）のとおり通達があったので了知願います。

運輸局認印

石運輸
第730号
25.9.26
北陸信越運輸局

北信交旅第４９６号の３
北信交監第７９号の３
北信技保第７２号の３
平成２５年９月２０日

石川運輸支局長　殿

北陸信越運輸局長

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び
処分期間の配分について

標記について、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対し周知されたい。また、別添の公示（写）についても掲示されたい。

なお、「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準にかかる「処分車両数及び処分期間」について」（平成２１年９月３０日付け北信交旅第４７０号、北信交監第１３９号、北信技保第８７号）は、平成２５年１０月３１日限り、廃止する。

北信交旅第４９６号
北信交監第７９号
北信技保第７２号
平成２５年９月２０日

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び
処分期間の配分について

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び処分期間の配分を「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について」（平成２５年９月２０日付け北信交旅第４８４号、北信交監第６７号、北信技保第６０号)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月３０日付け北信交旅第４５０号、北信交監第１１７号、北信技保第６７号）に基づき下記のとおり定める。

なお、「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び処分期間の配分について」（平成２１年９月３０日付け北信交旅第４７０号、北信交監第１３９号、北信技保第８７号）は、平成２５年１０月３１日限り、廃止する。

記

処分車両数は、処分日車数及び当該営業車の配置車両数に応じ次の表のとおりとする。

配置車両数 ＼ 処分日車数	１～１０両	１１～３０両	３１～５０両	５１～１００両	１０１～１５０両	１５１～２００両	２０１両以上
～５０日車	１両	２両	２両	４両	６両	８両	１０両
５１～１００日車	１両	２両	３両	６両	９両	１２両	１５両
１０１～１９９日車	1～２両	３両	４両	８両	１２両	１６両	２０両
２００～２９９日車	1～２両	３両	５両	１０両	１５両	２０両	２５両
３００日車以上	1～２両	４両	６両	１２両	１８両	２４両	３０両

※　配置車両数が５両以下の場合は、処分車両数を１両とする。

※　使用停止期間は、処分日車数を処分車両数で除して得た数（端数は切り捨て）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは処分の対象とする車両の内１両に余りに相当する日車数を加えた期間とする。

※　遊休車両がある場合、配置車両数及び処分日車数に応じ該当する車両数に遊休車両数を加えたものを処分車両数とする。ただし、処分車両数が当該営業所の配置車両数の３０％を超える場合は、３０％を上限とする。